

82 中央高等予備校設立者名変更（大正二年三月）

(欄外注記1) 大正二年四月八日受
 (欄外注記2) 知事(宗像印) 内務部長(平田印) 課長(浜野印)(飯山印)
 学務課主任(大島亨蔵印)
 私立学校設立繼承之件

私立中央高等予備校設立者
 奥田義人

同設立繼承者

岡村輝彦

大正二年三月十三日付申請其ノ校設立者変更ノ件認可ス

年 月 日 知事

(欄外注記3) 本月十七日付丑学甲第一〇六六号ヲ以テ岡村輝彦ニ関スル私立
 学校令第四条ニ該当ノ事実ナキヤ否其他直接国税額等取調ノ件
 (割印) 御照会相成候処左記之通りニ有之候条此段及回答候也

大正二年四月二日

豊多摩郡長 正木扇蔵印

東京府内務部長 平田武二殿

記

一 私立学校令第四条ノ各号ニ該当ノ事実ナシ

二 本年度納付スベキ直接国税額

一金九百八拾四円貳拾七銭

但千駄ヶ谷町ニテ納付ノ分

(欄外注記1)

「丑学甲一〇六六号」「判決四月八日」「施行四月十一日」

(欄外注記2)

「完結」「大正二年四月十七日受」

(欄外注記3)

「豊教第三〇〇号」

(欄外注記1)
大正二年三月十四日受
日出

学務課主任属大島亨蔵(印)

知事 内務部長(平田印) 課長(浜野印)

校長認可並納税額調査之件

丑学申一〇六六号

豊多摩郡千駄ヶ谷町穩田源氏山百七十三番地

岡村輝彦

右ニ関スル左記事項御取調ノ上御回報相成度候

年月日

部長

(印) 豊多摩郡長

記

一 私立学校令第四条ノ各号ニ該当ノ事実ナキヤ

二 本年度ニ納付スベキ直接国税額

(欄外注記2)

設立者変更申請

神田区錦町二丁目二番地私立中央高等予備校ハ從來法学博士奥田義人ニ於テ設立致居候処爾後法学博士岡村輝彦ニ於テ継承設立致度候ニ付双方連署之上右申請候也

大正二年三月十三日

麴町区中六番町三十六番地

旧設立者 奥田義人(印)

豊多摩郡千駄ヶ谷町穩田源氏山百七十三番地

継承設立者 岡村輝彦(印)

東京府知事 宗像 政殿

前書申請ニ付奥印候也

大正二已参月拾参日

東京市神田区长 小原八十吉(印)

(割印)

(欄外注記3) 申請書

申請書

今回私立中央高等予備校校長法学博士奥田義人都合ニ依リ退任候ニ付拙者右私立中央高等予備校校長襲任致度別紙履歴書相添右認可申請候也

大正二年三月十三日

私立中央高等予備校設立者

神田区錦町二丁目二番地

岡村輝彦(印)

東京府知事 宗像 政殿

前書申請ニ付奥印候也

大正二年三月十三日

東京市神田区长 小原八十吉(印)

履歴書

府下豊多摩郡千駄ヶ谷町穩田源氏山百七十三番地

(割印)

士族

岡村輝彦

安政二年七月生

一明治九年文部(ついで)ヨリ為法学修業満五ケ年英国留学ヲ命セラレ

一明治十四年英国「ミッドルテンブル」卒業「パリストルアト
ロー」ト為ル

一明治二十四年法学博士ノ学位ヲ受ク

一管テ判事及弁護士タリシモ現時職業ナシ

右之通

大正二年三月十日

(欄外注記1)

「收受丑学甲一〇六六号・丑学甲一〇六五ノ二」判決三月十五
日

「施行三月十七日」

(欄外注記2)

「学甲一〇六六号」

(欄外注記3)

「丑学甲一〇六五ノ二」

〔大正二年私立学校冊の二
301C28〕